

# 電気学会の行動規範について (1) その目的と枠組み

## 電気学会技術者倫理検討委員会

幹事 佐々木三郎 幹事補 佐藤 清  
(電力中央研究所) (電力中央研究所)

Rule of Practice for the Institute of Electrical Engineers of Japan

(1) The Purpose and Frame

(Secretary) Dr. Saburo Sasaki

(Central Research Institute of Electric Power Industry)

(Assistant Secretary) Mr. Kiyoshi Sato

(Central Research Institute of Electric Power Industry)

### 1. 「行動規範」作成の基本方針

#### (1) 「行動規範」の目的

今般作成した「行動規範」は、平成 10 年に策定した「電気学会倫理綱領」(以下「倫理綱領」と呼ぶ。)を具現化し、電気学会会員(以下「会員」と呼ぶ。)が、研究・業務、事業活動を推進する際の指針となり得る具体性を有したものを旨とした。

#### (2) 「行動規範」を実践する主体

電気学会の「行動規範」を共有し、実践する主体は、個人会員、団体会員(事業維持員)、そして電気学会自身である。個人が責務を果たさずして団体が行動規範を守ることはできないため、この「行動規範」を実践していく中核として、主として個人会員を想定して作成した。団体会員には、「行動規範」の趣意を理解し、社会の中の一員として、組織内の体制整備に努力することを要請している。

近年、技術者倫理を巡る様々な問題が起こっている中で、「学会の役割は何か」、「学会に何が出来るか」を自ら問いかけ、出来ることから速やかに実践していこうとする機運が高まっており、電気学会自身を主体とする以下のような趣旨の行動規範も、全 8 項目設けた。(「行動規範」の内容は、次稿の『電気学会の行動規範について (2) 行動規範(案)』を参照。)これは、本行動規範を特徴づける事柄の一つであると考え。

なお、個人会員を主体とする行動規範との密接不可分な関係を考慮し、電気学会自身を主体とする行動規範を別けて記載することとはせず、個人会員を主体とする行動規範との一体化を図った。

#### 【電気学会自身を主体とする行動規範(趣旨)】

- 「行動規範 2-4 社会の一員としての自覚」  
会員の社会的発言力の強化支援ならびに社会の構成員としての学会の役割遂行
- 「行動規範 3-1 学術の発展への寄与」  
科学的・技術的知識の蓄積・普及と技術標準の策定

- 「行動規範 3-4 批判的精神の発揮」  
会員への議論の場の提供と社会に向けたタイムリーな発言
- 「行動規範 3-5 迅速・的確なコメントの発信」  
電気技術関連の重大事件・事故に対するコメントの発信
- 「行動規範 5-3 著作権侵害を回避するための基本ルールの理解促進」  
他者の著作権侵害を回避する基本ルール遵守の働き掛け
- 「行動規範 9-2 事実の尊重」  
不正行為への厳正な対処ならびに信頼回復に向けての適切な処置
- 「行動規範 9-3 出典、データなどの保管、管理」  
学会誌、論文誌などの発行ならびに図書室の運営・支援
- 「行動規範 10-3 他の技術者との交流」  
研究発表会、講演会などの開催を通じた交流の場の提供

#### (3) 「行動規範」の性格

技術者倫理に関わる問題に直面する際の判断基準としての側面だけではなく、より良き行動を促す、プラス思考の行動指針としての側面も併せ持った「行動規範」を目指した。

### 2. 「行動規範」の枠組み

#### (1) 「行動規範」作成において重視した視点

平成 17 年 9～10 月に実施したアンケートを集約し、昨年度の全国大会においては、「行動規範」を作成する際に重視する視点として、以下の 3 点を掲げた。

- ・プロフェッショナル集団としての社会的役割の自覚
  - ・相反する多様な利益の調和と会員への支援
  - ・実践を重視した「行動規範」と継続的活動の重要性
- ここでは、「行動規範」の理念に関わることのみならず、学会として設置すべき仕組みや実施すべき活動等まで、広範に記述していた。行動規範作成ワーキンググループにおいて、こうした視点も踏まえて議論を重ねる中で、改めて以下のような問題意識が浮

き彫りになった。

・現代の社会は電気技術なくしては成り立たず、それこそが電気技術者の誇りと使命感の源泉であるが、この社会を特徴づけている文明は、快適さと引き換えに地球環境問題を引き起こしている。即ち、電気技術者は、このような隘路から脱却し、現代社会が抱える問題を超克するための主導的な役割を演じなければならない倫理的責任を有している。

・電気技術は電力供給システムだけではなく、ガス、水道、通信、放送などのネットワーク産業や、航空機、鉄道などの輸送事業など社会インフラシステムの運営を担う基幹技術であるため、電気技術者は“広く”社会全体を見つめ、“遠く”未来社会に想いを巡らす必要がある。

以上を踏まえ、新たな「行動規範」には、以下の事柄を何らかの形で盛り込む必要があるとの共通認識を得た。

#### (a) 未来世代の生存を約束する持続可能な社会の構築

多くの会員が所属する電気・電子・情報・通信事業ならびにこれら関連産業が直面する問題を、グローバルな視野のもとで考察すると、最大の課題は「人口が急増する中で、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、環境の保全を同時に達成し、未来の世代が安心して生活できる社会システムを実現する」ことである。

このため、電気技術に関わるプロフェッショナルが集う電気学会の「行動規範」には、この課題（いわゆるトリレンマ問題）の解決に向けて積極的にコミットしていく姿勢を明確にする。

#### (b) 電気技術者の社会的責任の自覚と学会の積極的な役割遂行

経済のグローバル化を主たる要因とする、ビジネスや学術の世界における絶えざる競争の激化は、研究者、技術者に効率優先の心理的圧力を掛けることとなり、安全性や知的誠実さを犠牲にした不正行為を誘引しやすい社会環境を醸成している。

こうして技術者倫理の基本理念とも言うべき「安全、健康、福祉」最優先の考え方は、知らず知らずのうちに大いなる危機に晒されている。

このような状況を冷静に見詰め直し、研究者、技術者である前に「人間」として素朴な思い遣りの心と呼び戻し、真に護るべき価値を認識して行動する電気技術者の社会的責任を明記する。

個々の会員の集合体である電気学会も、その社会的な役割を再認識し、様々な機会を通じて会員に対する働き掛けを行い、精神的な面から支援していく姿勢を打ち出していく。

### (2) 「行動規範」の構成

#### ～その前提となる「倫理綱領」へのフィードバック～

現行「倫理綱領」を最大限尊重するとの基本方針のもとに、上記の視点も踏まえ、「行動規範」の構成について、試行錯誤を経ながら構想し、検討を加えた。この過程で、必然的に「倫理綱領」自体の構成および内容にフィードバックすることになり、以下のような成案を得た。

#### 【電気学会 倫理綱領】(改定案)

本稿記載の平成19年1月12日現在

#### 〔前文〕

電気学会会員は、電気技術に関する研究開発とその成果の利用にあたり、産業の発展を基盤とした豊かな社会の形成に貢献すべき電気技術が、社会に対して様々な影響力を有することを認識し、持続可能な社会の構築を目指して、社会への貢献と公益への寄与を果たすため、以下のことを遵守する。

電気学会も、その社会的役割を自覚し、会員の支援を通じて使命を遂行するとともに、学術団体として既成概念にとらわれない視点も大切にして、公益を優先する立場で発言していく。

1. 人類と社会の安全、健康、福祉をすべてに最優先するとともに、持続可能な社会の構築に貢献する。
2. 自然環境、他者および他世代との調和を図る。
3. 学術の発展と文化の向上に寄与する。
4. 他者の生命、財産、名誉、プライバシーを尊重する。
5. 他者の知的財産権と知的成果を尊重する。
6. すべての人々を思想、宗教、人種、国籍、性、年齢、障害に囚われることなく公平に扱う。
7. プロフェッショナル意識の高揚につとめ、業務に誇りと責任をもって最善を尽くす。
8. 技術的判断に際し、公衆や環境に害を及ぼす恐れのある要因については、その情報を時機を逸することなく、適切に公開する。
9. 技術上の主張や判断に際しては、自己および組織の利益を優先することなく、学術的な誠実さと公正さを期する。
10. 技術的討論の場においては、率直に他者の意見や批判を求め、それに対して誠実に対応する。

#### (a) 究極的な目標の提示〔前文〕

〔前文〕を大幅に見直し、「持続可能な社会の構築」を究極の目標として謳い上げた。また、電気学会自身の役割についても明記し、この中で「会員の支援を通じた使命の遂行」と「既成概念にとらわれない視点の大切さ」にも言及した。

#### (b) 「倫理綱領」を貫く思想・理念の明確化〔第1条～第3条〕

第1条において、技術者倫理の基本理念とも言うべき「安全、健康、福祉」最優先の思想を確認するとともに、「持続可能な社会の構築」に積極的にコミットしていく姿勢を明らかにした。

新設の第2条においては、地球環境問題（自然環境）も視野に収めながら、電気技術者は“広く”社会全体を見つめ、“遠く”未来社会に想いを巡らす必要があることを、訴えかけている。ここでは、「自然環境、他者および他世代」を見つめる身近な目線から、科学技術、社会共同体、延いては「持続可能な社会」までも展望し、現代社会において喪失の危機にある倫理観を蘇生させることの重要性を浮き彫りにしている。

Short Termで最優先する価値（＝安全、健康、福祉）と、Long Termで展望する達成目標（＝持続可能な社会）への視座を定めた上で、電気学会定款の「目的」にも記されている「学術の発展と文化の向上」を第3条（現行第2条）においてリフレインして、電気学会と会員の本務としての役割を再確認する。

### (c) “個”としての他者の権利の擁護ならびに技術自体が内包する差別を助長する行為の抑止 【第4条～第6条】

第4条及び第5条は、今回、条文には全く手を加えていない。第6条も微修正を加えたのみである。(新たな第2条を置いたため、それぞれ条数のみ繰り下がった。)

第4条(現行第3条)は個人の人格権をも含む基本的な権利擁護に関する内容である。ある種自明の内容を“技術者”の「倫理綱領」に規定する意図は、電気技術、情報通信技術の進歩とともに、個人の基本権を犯しかねない負の側面も顕在化して、理性的にこれらの技術を制御する必要性が高まっているからである。

第5条(現行第4条)も至極当たり前な内容であるが、電気技術の研究、開発、利用、教育に携わるすべての会員が、知的財産(知的財産権と知的成果)を尊重する意識、風土の涵養こそが、産業社会の公正なる発展の原動力であることを再認識するためのもので、今猶、今日性を失ってはいない。技術者の集まりである学会の頗る特徴的な規範と考えられる。

第6条(現行第5条)は、人権宣言や憲法に規定されるような内容であるが、技術者の社会的責任に関する意識高揚を図る観点から記述しているだけではなく、技術自体が差別化を助長する性格があることにも思いを致し、機会均等で公正な社会を実現することの重要性を説いている。

### (d) 職業人としての基本姿勢の確立 【第7条～第10条】

第7条～第10条は、思想・理念の実践編とも言うべき各論部分である。「倫理綱領」では極力思想を表現し、「行動規範」を具体的な道標(=行動指針)とするとの基本的な考え方に立ち、一般的に修正を施した。

第7条(現行第6条)は、「専門知識の維持・向上につとめ・・・」を「プロフェッショナル意識の高揚につとめ」と改めた。電気技術の専門家として、専門知識を有するのは前提であり、社会的責任の意識に通じるプロフェッショナル意識の高揚こそが肝要と考えたからである。また、「誇りと責任をもって」という文言を追加し、社会的地位の向上を図っていくために、そうした姿勢の重要性を強調した。

情報公開(開示)の基本原則を定めた第8条においては、情報開示の「適時性」のみならず「適切さ」も等しく重要であるとの考えに立ち、修正を施した。情報公開は、会員とその所属機関との間で利益相反が顕在化する可能性が高い問題であるため、現実を見据え文言にも細心の注意を払った。なお、本条文を具現化する「行動規範」においても、現実的な場面で判断基準となり得るものを目指した。

技術上の主張・判断の基本姿勢を論じた第9条では、多様な利益相反の形を想定し、「自己および組織の利益を優先することなく」という文言を加えた。また、他の条文との表現の統一感を出すため、「学理と事実とデータにもとづき、誠実、かつ公正に行う。」を、「学術的な誠実さと、公正さを期する。」に改めた。なお、この条文は、近年、自然科学、工学の分野において頻発している捏造、改竄、盗用等の不正行為防止に関する意味合いも有しており、重要性を増している。

技術的討論の場における基本姿勢を表現した第10条も、前条と対になり、学会の「行動規範」を特徴づける内容である。他者に意見や批判を求めておいて、それに対して「論評を行う」という現行「倫理綱領」の表現は不適切と判断し、改定案では「対応する」に変更した。

なお、現行第7条(「研究開発とその成果の利用にあたっては、電気技術がもたらす社会への影響、リスクについて十分に配慮する。’)の重要性は、今日において聊かも色褪せてはいないが、その趣意は前文において明確に記述していることを踏まえ、現行第7条は廃止することを提案した。ただし、「行動規範7-3 社会への影響を見据えた研究開発の推進」を設け、同一の表現を残した。

### (3) 「行動規範」を貫く基本的な考え方

#### ～<前文>における主張～

「行動規範」作成に当たっての留意点、ならびに「行動規範」自体の具体的な内容は、『電気学会の行動規範について(2)行動規範(案)』に譲り、ここでは前文が主張する基本的な考え方について述べるに留めたい。

#### 【電気学会 行動規範】(案)

本稿記載の平成19年1月12日現在

#### 〔前文〕

この行動規範は、「電気学会 倫理綱領」の理念の具体化を図るものであり、電気学会会員は、電気に関わる技術の研究、開発、利用および教育を実践するに際して、自らの行動の道標(どうひょう)として活用していくことを宣言するものである。

道標という言葉には、この行動規範が、技術者倫理に関わる問題に直面する際の判断基準としての側面と、より良き行動を促す行動指針としての側面を併せ持つものであるという想いを籠めている。

電気学会会員は、電気技術に関する専門家として、社会からの信頼と付託に応える責任を自覚し、この行動規範に基づき、誠実にその役割を遂行していくことを誓う。

19世紀後半の揺籃期を経て、20世紀に開花した近代文明社会において、産業の発展と人々の暮らしの豊かさを担ってきた電気技術は、21世紀においても、社会システムの基盤を支える中核的な技術として、益々重要なものとなっていくことが予見される。絶え間なく生み出される革新的な新技術・イノベーションも、利便性に富んだ電気技術を活用することを前提に開発・創造されるものが多く、電気技術は科学・技術の発達や新しい文明の創造に不可欠な存在となっている。

その一方で、急激な人口の増加を背景に、物質的に豊かな社会を追求する人々の願いを重ねあわせ、経済発展を優先した近代文明社会は、大量の資源・エネルギーを消費し、環境への負荷を増大させ続けてきた。エネルギー供給と人・物資の輸送等に関わる技術も、人々に多大な便益をもたらすのと引き換えに、大気汚染など地域的な環境問題から、気候や生態系への影響が懸念される温暖化など地球規模の問題にまで影響を与えており、これを克服するための国際的な連帯・政策協調と技術開発ならびに自然と人類とが共生してい

くための環境倫理の確立が求められている。また、20世紀終盤に飛躍的に進化した情報通信技術は、情報の高度な活用を実現する一方で、プライバシー侵害や脆弱なセキュリティなどの問題を十分に克服できておらず、情報倫理の確立も危急の課題となっている。

このような中で電気学会会員は、電気技術の専門家としての矜持をもって、主体的に持続可能な社会の構築に向けた取り組みを行い、国際的な平和と協調を維持して次世代、未来世代の確固たる生存権を確保することに努力する。また、近現代の社会が幾多の苦難を経て獲得してきた基本的な人権や、産業社会の公正なる発展の原動力となった知的財産権を擁護するため、諸権利を明文化した法令を遵守する。さらに、日常の様々な局面で契約を締結する場合には、人類社会や環境に対して重大な影響を及ぼす事柄については、その内容を吟味し、正義の実現と社会運営の円滑化に寄与する。電気学会会員は、自らが所属する組織が追求する利益と、社会が享受する利益との調和を図るように努め、万一双方の利益が相反する場合には、何よりも人類と社会の安全、健康および福祉を最優先する行動を選択するものとする。さらに、広く国内外に眼を向け、学術の進歩と文化の継承、文明の発展に寄与し、多様な見解を持つ人々との交流を通じて、その責務を果たしていかなければならない。

この行動規範は、電気学会を構成する個人会員および団体会員（事業維持員）が共有し、実践していくことを想定している。行動規範は、強靱で自律的な精神を有した個々の会員の意識と行動とによって息吹を与えられるものであり、実践の中核となる個人会員はこのことに常に覚醒的であらねばならない。また、団体会員には、この行動規範の趣旨を理解し、社会の中の一員として、組織内の体制整備に努力することを希求する。さらに、専門家集団としての電気学会自身も、その社会的な存在・役割を自覚し、他学会と連携して相談報告窓口（ヘルプライン）を運用するなど、会員の支援を通じて使命を果たしていくとともに、学術団体として既成概念にとらわれない視点も大切にして、公益を優先・確保する立場で発言していく。

以下に具体的な行動規範を記すが、もとより、日常起こり得るあらゆる課題を網羅するのは不可能であるため、ここに収録されていない課題に対処する場合には、上記趣意に立ち返り、人間として護るべき価値は何であるかを思い起こして行動する。

なお、いかなる規範も、それが形成された時代の社会情勢と価値基準の影響を受けるため、時代の変遷の中で、必要に応じて見直ししていくべきものであることを予め確認しておく。

< 2. 「行動規範」の枠組み / (1) 「行動規範」作成において重視した視点 > の中で記した、

- 未来世代の生存を約束する持続可能な社会の構築
  - 電気技術者の社会的責任の自覚と学会の積極的な役割遂行
- は、この<前文>で主張し、「行動規範」全体を貫く基本的な考え

方である。

上記に加え、現代社会における民主主義の潮流に沿った個人情報保護法や公益通報者保護法などの制定、並びに近年、改めて強調されはじめた、資本主義社会において中核的な役割を演ずる会社・諸団体の社会的責任（CSR）の理論も念頭に置いて、第三段落の後段において、利益相反の問題に言及した。そこでは、万一、自らが所属する組織が追求する利益と、社会が享受する利益とが相反する場合には、人間として護るべき価値に想いを致し、何よりも人類と社会の安全、健康および福祉を最優先する行動を選択すべきことを確認した。

さらに、「行動規範」に盛り込まれた技術者倫理の考え方は、強靱で自律的な精神を有した個々の会員の意識と主体的な行動とによって実現されるものであり、この問題に対する会員諸氏の深い洞察と実践的活動こそが、最も大切であることを訴え掛けている。また、学会の役割遂行の具体的な一つの形として、他学会と連携した相談報告窓口（ヘルプライン）の運用にも言及した。

### 3. 「倫理綱領／行動規範／事例集」としての総合化

次稿『電気学会の行動規範について（2）行動規範（案）』で示すように、「行動規範」は、「倫理綱領」の理念を具体化することを目指し、「倫理綱領」の各条文と、「行動規範」の各項目との関連付けを明確にしている。また、各条文を構成する一つ一つの「行動規範」の間の関連性に着眼し、ストーリー性を持たせるべく、配列・記述内容等に配慮したつもりである。

並行して、重要性の高い「行動規範」の項目に関わりのある事例を収集し、「倫理綱領」⇒「行動規範」⇒事例集と連なる総合化を図る取り組みも進めており、広く会員に活用していただき、会員の理解促進に役立てたいと考えている。

「倫理綱領」や「行動規範」においては、文章を練り上げ、高邁な理想を織り込むことは、元よりとても重要なことであるが、実効性という観点からそれだけでは限界があるため、総合化の取り組みが不可欠である。

今後、電気学会として継続的な活動を進める中で、技術者倫理の理想の実現に向け、着実に推進していく所存である。

### 文 献

- (1) 佐々木三郎、佐藤 清、川畑真一：「技術者倫理に関する電気学会会員へのアンケート集約結果について」  
平成 18 年電気学会全国大会シンポジウム資料 S2-5、  
2006 年 3 月
- (2) 松木純也：「電気学会特有の問題」について  
技術者倫理検討委員会 行動規範作成WG 第 1 回会合資料 2006 年 6 月